

議 事 録

会 議 名 称	令和7年度第3回加古川市人権教育啓発推進審議会
日 時	令和8年2月9日（月曜日） 午後3時～午後5時
場 所	人権文化センター 小ホール
出 席 者	<委員> 森 実会長、上田 博紀副会長、村上 貴栄委員、嶋 基伸委員、 魚住 信裕委員、藤本 恵弘委員、清田 美由紀委員、黒田 おさみ委員、浜田 時子委員、藤原 ひとみ委員、岡村 昌夫委員 <事務局> 松下市民協働部長、名生市民協働部参事（兼）人権文化センター所長、 東人権文化セン ター副所長、金澤総務・研修係長、三俣教育・啓発係長、 記村教育・啓発係指導主事、夫総務・研修係主査
会 議 次 第	1 開会 2 議事 加古川市人権に関する市民意識調査（最終案）について 令和7年度人権文化センター事業報告について 3 その他 4 閉会
配 付 資 料	・令和7年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿 ・人権文化センターだより（第55号）
傍聴者の数	1人

開会	司会	<p>本日はお忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>現在の出席状況は、委員 11 名中 10 名の出席となっておりますので、加古川市人権教育啓発推進審議会規則第 6 条第 2 項の規定によりまして、会議は成立しておりますことを、報告いたします。それでは、ただいまより、令和 7 年度第 3 回加古川市人権教育啓発推進審議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。まず、事前に送付させていただいております、</p>
配布資料の確認	会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 資料 1 「加古川市人権に関する市民意識調査票 最終案」 ・ 資料 1 別紙 「市民意識調査新旧対照表（検討案・最終案）」 ・ 資料 2 「令和 7 年度人権文化センター事業実施報告書」 ・ 資料 3 「加古川市人権教育啓発推進審議会委員名簿」 ・ 資料 4 「加古川市人権教育啓発推進審議会規則」 <p>これらのうち、資料 1 および資料 1 別紙については送付後、体裁の部分で修正がありましたので、本日差し替え分を机上に配布させていただいております。</p> <p>次に当日配布資料として机前にお配りしています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局名簿 ・ 人権文化センターだより No.55 号 ・ おもいやりのこころ 第 21 号 <p>となります。過不足等がありましたらお申し出ください。</p> <p>それでは議事に入ります前に、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしく願いいたします。</p> <p>(開会あいさつ)</p>

	司会	ありがとうございました。
	司会	<p>それでは、議事に入ってまいります。</p> <p>議事の進行につきましては、審議会規則第6条第1項の規定により、会長にお願いしたいと思っております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
	会長	<p>それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日の審議会に関しましては、原則公開としますが、議題の内容から会議を非公開とするべきと判断する場合には、審議会規則により会長判断で、非公開とさせていただきます。</p> <p>議事の「加古川市人権に関する市民意識調査 最終案について」事務局より説明願います。</p>
	事務局	<p>それでは、説明にうつります。</p> <p>A3の資料1別紙を主に用いて説明をしていきますので、A4判の資料1につきましては、必要に応じてご参照ください。</p> <p>資料1別紙については、左側が前回12月の審議会でお示した検討案、右側がこのたび審議にかけさせていただき最終案となっております。</p> <p>まず、調査票表紙につきましては、元々、QRコードの説明文等がなかったところに追加したことから、十分なスペースがなくなり、雑然とした印象がありました。</p> <p>そこで、前文冒頭の「おねがい」を削除、さらに太字を用いたり文字の大きさについて変化をつけるなどし、より見やすい印象を与えるように整えました。</p> <p>ページをめくっていただき、問4-1、問4-2の部分をご覧ください。</p> <p>これは、問4で、ここ5年位の間に自分の人権が侵害されたと思ったことがあると答えた人が進む枝番の設問で、「では、どんな人権侵害を受けたのか」「そして、どういった反応をしたのか」ということを問う設問です。</p> <p>ここで、前回の審議会でも、何かしらの内容を選択肢として選びながら、同時に「おぼえていない」を選ぶのは、回答として矛盾しているのだけでも、設問自体は丸はいくつでもつけてよいことになっているため、そういった回答が出てきてしまうことが予想される。</p> <p>そのため、なるべくそういった回答が少なくなるように、視覚的にわかりやすくしたほうがよいのではないかといった意見がありました。</p> <p>そこで、ご覧のように選択肢1から11と12の間に線を引き、さらにおぼえていないのうしろにかっこ書きで、「1～11に丸を1つもつけないとき」と説明をつけました。</p> <p>一方、見え方が少しでも変化すると、前回の結果との純粋な比較が成立しづらくなる等のデメリットもあるため、どちらの形が良いか、改め</p>

	<p>会長</p>	<p>てご審議いただければと考えております。</p> <p>同様の修正は、他に問5-1、次ページの問5-2、問7、さらに次ページの問8-1にも加えております。</p> <p>説明を続けます。ページを戻りまして、問6の語句説明に関してですが、前回の審議会でご指摘いただいたのは、トランスジェンダーの和訳表現が、やや現在主流のものと異なっているのではないかとということです。</p> <p>これについては、改めて担当部署に確認をとり、現在加古川市としてすでに発出している表現のなかで、もっとも新しいものにあわせ、「身体の性別」から「出生時に判定された性別」と改めました。</p> <p>続いて、最後のページになりますが、問8-1の選択肢5についてです。ここは、もともとは、最終案のように「在日韓国・朝鮮人の人権問題」となっていたところを左の検討案のように「外国人の人権問題」と変えていたのですが、それですと、選択肢6の「外国人労働者とその家族の人権問題」もそこに含まれることになってしまい、設問のバランスがおかしなことになるというご指摘をいただきました。</p> <p>よって、ここは以前のように、「在日韓国・朝鮮人の人権問題」とさせていただくこととしました。</p> <p>最後に、問13についてです。ここはもともとホームレスの人権問題についての設問が1つ、新型コロナウイルスに関する感染者や医療従事者の人権に関する設問が2つ入っていたところ、加古川にはホームレスと思われる方が最新の調べではいっしょにいないこと、新型コロナウイルスについては社会情勢が当時と比較し落ち着いたことから、設問を削除したものです。</p> <p>設問の削除によって、もともと4テーマ、8問あったものが、同和問題および性的マイノリティの2テーマ、5問に減ったことで、1つの設問として独立させることは難しいのではないかと、というご意見を前回お出しいただきました。</p> <p>そこで、同じく前回ご提案いただいたように、障がい者の人権に関する設問を2問、追加しております。</p> <p>また、性別不合一についての語句に関しては、担当部署との協議が終了し、ご覧のような解説としております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ありがとうございます。それでは、委員の皆さまからお気づきの点をご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>今日はこの意識調査票の審議が3回目になるということで、これまで議論してきたところではあるので、あまり意見は出ないかもしれないと思いますが、変更点も多少ありますので、遠慮なくご意見を出していただければと思います。</p> <p>特に、問4-1、問4-2のような「おぼえていない」などについて、</p>
--	-----------	--

		<p>レイアウトは検討案のものが良いのか、今回提示していただいた最終案の方にするのが良いのか、審議会で決めてもらえるとありがたいという事務局側の提案ですので、これについては我々で議論し、結論したいと思います。</p> <p>私は、この「おぼえていない」や「わからない」についてのレイアウトについて、最終案の方は、はっきりわかりやすくなっているとは思いますが、逆に、変な答え方が発生する可能性が生まれるなどとも思いますので、いっそ検討案のままで良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員		<p>今おっしゃった、変な答え方とは、例えばどういったものが考えられますか。</p>
会長		<p>変な答え方というのは、予想が出来ないということで、なぜ丸がついているのかわからない、あるいは、全部に丸がついていないといったことが検討案より発生しやすくなるのではないかと。いずれにしても、今日ここで決めたらそれで実施することとなると思いますので、いろんなご意見をいただけたらと思います。</p> <p>変な答え方には、こういうものもありそうだとということで言うと、例えば問4-1でいうと、「おぼえていない」が他の選択肢と切り分けられて特だしされていて、そちらに丸をつければ次の設問に進めるというのがわかりやすいので、回答者が読むのがめんどくさいと、安易に「おぼえていない」のほうに丸をつけるように流れてしまうのではないかとということです。これは割と発生するのではないかと、以前の議論で出た話ですが、1~11に丸をつけていって、改めて12に丸をつけたような回答が出て、その場合、12を回答から除いて集計するのは可能なんです。皆さんはいかが思われますでしょうか。</p>
委員方		<p>(意見なし)</p>
会長		<p>——それでは、一旦今の話は置いておいて、先に文言等の追加や変更についてお気づきの点がありましたらご意見ください。</p>
委員方		<p>(意見なし)</p>
会長		<p>——特段ご意見ないようでしたら、いずれも了承ということでよろしいでしょうか。</p>
委員方		<p>はい</p>
会長		<p>それでは、事務局、これでもよろしく願いいたします。</p>

	事務局	<p>確認ですが、問4-1等のレイアウトについては、検討案と最終案いずれの形にするとご結論いただいたのでしょうか。</p>
	会長	<p>今の話ですと、左の検討案の形に戻すということで認識しております。それと、表紙ですが、これは右の最終案でいくということで、いずれのことについても皆さん、よろしいでしょうか。</p>
	委員方	<p>はい</p>
	会長	<p>それでは、議題1「人権に関する市民意識調査 最終案について」を終わります。</p>
	会長	<p>続いて、議題2「令和7年度人権文化センター事業報告について」事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>それでは、お手元の資料2「令和7年度人権文化センター事業実施報告書」をご覧ください。</p> <p>令和7年12月末時点の人権文化センターの事業における取組内容や実績について記載したものととなります。説明につきましては、要点を簡潔に説明させていただきますので、内容や実績に大きな変化がないものにつきましては説明を省略させていただきます。それでは担当者から説明いたします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。2ページの①施設運営をご覧ください。</p> <p>まず、No.1の人権文化センター施設利用についてですが、令和7年12月末時点での実績として、全体で17,754人、人権関係団体で2,217の方が利用されておられます。1月以降の利用も加味しますと、令和6年度とほぼ同じ利用者数になると見込んでおります。</p> <p>次に、No.2展示コーナーの活用についてですが、今年度は各学校の児童生徒作品の展示について12校の参加がありました。</p> <p>令和7年度より、啓発のためのモニターを設置し、人権文化センターチャンネル「ライトンシリーズ」でしたり、「ラジオドラマ」を放映しています。</p> <p>次に、3ページをご覧ください。No.3の人権文化センターの登録団体についてですが、令和7年度は令和2年度よりコロナ禍の影響で活動を休止しておられた1団体が脱退されましたことで、8名減となりましたが、その他の登録団体で会員数が4名増え、トータルとしては4名減となりました。</p> <p>続きまして、4ページ、③センター人権学習講座をご覧ください。</p> <p>人権文化センターでは、対象者ごとに初級、中級、上級と3段階の人権学習講座を実施しております。</p>

なかでも、初級講座の人権ひろばでは、写真にもありますとおり、講師のお声掛けによりそのテーマの当事者の方にもご登壇いただき、ご自身の思いやお困りごとなど当事者の生の声を伺う機会をいただきました。参加者からは、「人権問題を身近に感じ、自分に何ができるのか自分事として考えるきっかけとなった」等の感想をいただきました。

今年度はすべての講座を計画どおりに開催しており、一般市民を対象とした講座においては、参加者にアンケートをとり、今後受たい人権テーマなどを集約し、次回の企画の参考にしております。

続きまして6ページ、No.7の「地域に学ぶ体験学習支援事業」とNo.8の「人権教育推進市町事業」については、小中学校を対象にした事業になります。地域に学ぶ体験学習については、8学級、人権教育推進市町事業では、11学級の計19学級が実施しております。

実績となる参加者数、令和7年度の欄については、年度末の各学級からの報告にて把握するため、現時点では記載しておりません。学級数が減ったため全体の参加者数も減ると思われそうですが、様々な行事が地域で行われていると聞いています。

次にNo.8の「人権教育振興事業」についてですが、幼稚園・こども園を対象にした事業になります。

令和7年度は、幼稚園15園、子ども園3園の全18園で実施しております。こちらの実績となる延べ時間数については、年度末に報告書が届くため記載しておりませんが、こま回し等の伝承遊びなど園ごとにバラエティーに富んだ活動が実施されています。

続きまして7ページ、No.9「全市交流学習会」については、先ほど説明のありました6ページ、No.7の事業の全学級の児童・生徒が集まって交流を深めるための会となっています。令和7年度は、9月13日に開催し、参加者は182名でした。

午前は、兵庫県ボッチャ協会、ひょうごパラスポーツ指導者協議会の方に協力をいただき、ボッチャ体験を行いました。昼食は、カートンドックを調理し午後は、ペルー出身のアントニオ・カマケさんに歌唱を披露いただきました。学級の児童生徒も学校や学年を超えて楽しく交流することができました。

次に、8ページをご覧ください。No.10のふれあい交流事業補助金についてですが、資料を作成しました12月末時点で20校区からの申請をいただいております。講師を招いての講演会や、児童生徒の人権作文の発表や、人権作品の展示や研修会などの事業が実施されています。

No.11「人権のまちづくり事業」については、昨年度と事業内容に変更はありませんので、割愛させていただきます。

9ページをご覧ください。No.12加古川市人権・同和教育協議会についてです。令和7年度は人権フォーラムにおいて、「人生100年時代をどう生きるか～失敗しても諦めない人生の歩き方～」と題して、歌手の木山優策さんにご講演いただきました。

	<p>セミナーにおいては「こどもの人権」をテーマに座学を1回、「こどもの人権」、「障がい者の人権」、「同和問題」テーマにフィールドワーク2回を実施しました。フィールドワークでは児童養護施設「立正学園」、加古川養護学校、渋染一揆資料館、閑谷学校などを見学しました。</p> <p>また、上位団体の東人協・兵人協研究大会に参加しました。今年度は、全人協の大会が兵庫・大阪で開催されましたので、市同協として参加しました。</p> <p>10ページをご覧ください。No.13「加古川市人権啓発推進員協議会」についてです。</p> <p>令和7年度は、より参加しやすいようにと、研修会の一部を夜間開催から昼間開催に変更して実施されました。</p> <p>また、明日をひらく人権のつどいにおいて、木村響子さんを招いて「～ヤサシイハナヲサカセマシヨウ～ みんなで考える SNS の今と未来」と題して、参加者との対話形式での講演が行われました。</p> <p>11ページをご覧ください。No.14「加古川市企業人権・同和教育協議会」についてです。令和7年度は加古川市内の企業153社が加盟されており、今年度も、様々な人権課題をテーマに、多様な研修が行われました</p> <p>12ページ、⑥センター啓発イベント活動をご覧ください。</p> <p>No.15 かがわハートフルフェスタについてですが、昨年度から運営が市民会館に移行しており、今年度も企画については人権文化センターも協働して実施いたしました。</p> <p>ホワイエの展示については、待ち時間に移動図書を手に取り読み聞かせをする親子の姿も多く見られ、啓発につながりました。</p> <p>次に、No.16 ウィンターステージについてですが、大人を対象に人権問題について考えるイベントで、この週末2月14日（土）に開催を予定しております。午前の部には登録団体の発表会、午後の部には、様々な人々が働くチョコレートブランド「久遠チョコレート」を取材したドキュメンタリー映画「チョコレートな人々」を上映いたします。</p> <p>すでに申込期間は過ぎておりますが、定員に達しておりませんので、市のSNSを利用して、延長して申込受付を継続している状況です。</p> <p>13ページをご覧ください。No.17「人権カレンダー」については、昨年度と事業内容に変更はありませんので、割愛させていただきます。</p> <p>次に、14ページをご覧ください。No.18の啓発活動についてですが、8月の人権啓発推進強調月間と、12月の人権週間に合わせて実施した啓発活動につきましては、いずれも街頭啓発の形での活動を行っており、8月は65名で1700個、12月は25名で600個、合計で2300個の啓発物資の配布を行いました。</p> <p>続いて、15ページのNo.19・20「人権標語・キャッチコピー、人権ポスター、人権マーク」、「五角柱への提示」、16ページのNo.21 人権文化センターだよりの発行、No.22 人権関連図書の貸出、No.23 ビデオ・DVDの貸出についても、昨年度と事業内容に変更はありませんので、説明を割愛さ</p>
--	--

		<p>せていただきます。</p> <p>次に、17 ページNo.24 人権アドバイザーによる活動をご覧ください。</p> <p>今年度人権アドバイザーは 20 名体制で活動しており、12 月末時点で 197 回の派遣を行いました。</p> <p>アドバイザー派遣報告書を主催者の方に提出していただいておりますが、「DVD をただ見るだけでなく、気づきのポイントを指摘いただき理解が深まり啓発につながった」などの肯定的な声をいただいております。</p> <p>18 ページをご覧ください。人権相談事業について説明させていただきます。</p> <p>No.25 「人権文化センター人権相談」では人権相談専用ダイヤルを開設し全職員で対応しております。相談者は、名前を名乗ることなく、匿名で相談でき、人権課題にかかわる相談だけでなく、様々な相談が寄せられます。人権文化センターでは、相談者のお困りごとがどこにあるのか寄り添って相談を受けるよう、1 件 1 件丁寧に、傾聴に努めています。相談件数は、別紙をご覧ください。12 月末現在で 114 件の相談がありました。上の表左には、相談件数の合計を記しており、その右に相談内容の内訳として、法務省が示す啓発活動強調事項とその他に分類し記載しています。その他については、下段に内訳を記載しています。</p> <p>相談は、高齢者をご自身の悩み事を話されたり、身近な方同士のトラブルや社会不安・生活不安等の相談が多い傾向にあります。</p> <p>No.26 「公民館人権お困りごと相談」は、市内 12 公民館で、毎月 1 回相談窓口を開設しています。令和 6 年度は 7 件の相談があり、令和 7 年度は 12 月末現在 3 件の相談が寄せられています。</p> <p>市民が利用しやすいように、令和 7 年度より、相談窓口の名称を「巡回人権相談」から「人権お困りごと相談」に改称し、来年度からは各会場に月 2 回程度、午前の相談枠を設置する予定にしております。</p> <p>19 ページをご覧ください。インターネットモニタリング事業についてです。インターネットへの差別的な書き込みに対する監視や削除要請等を行う事業です。令和 7 年度 12 月末現在、37 回実施し、差別を助長する書き込み 32 件を発見しました。すべてを各サイトへ削除依頼するとともに、書き込み 2 件については、神戸地方法務局加古川支局へも削除依頼を行いました。現在、削除依頼を行った書き込みのうち 15 件の削除を確認しています。</p> <p>以上で、令和 7 年度加古川市人権文化センター事業実施報告の説明とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。全体として、お気づきの点などありましたら、お出してください。</p> <p>7 ページの全市交流学習会についてなんです、良かったなということなんです。というのは、参加した志方の小学生の子どもが毎年 1 回、</p>
会長		
委員		

	<p>自分たちで調べたことを発表する会なんですけど、私も事前に聞いていない状態で見ていると、アントニオ・カマケさんのペルーという国がどんな国なのかということや、楽器の名前とか、観光地のナスカの地上絵やマピユピチュについてなど、全部調べて僕らに発表してくれたのですが、自分たちが知らない国や文化の人と会ったときに自分達で1回調べてみようかということが起きたのかなと思って、喜んでます。</p>
会長	<p>他にご意見などありましたら、どうぞ</p>
委員	<p>同じ7ページなのですが、ボッチャ体験とありましたが、これは加古川市さんは推奨しているんですか、それともそんなことはないんでしょうか。写真とかが載っていて状況が分かればいいんですが。</p>
事務局	<p>スポーツ・文化課でボッチャのキットを持ってまして、普及に努めています。</p>
委員	<p>活動状況を写真に載せられていないことについてはどうでしょうか。より活発にやろうとするなら、写真に載せて、人数は何人で、もっと広めていきたいと思いますという話があってもいいかもしれないなと思ったのですが。</p>
事務局	<p>ここに写真があったらよりわかりやすかったと思いますので、以降の報告時には、写真についても載せさせていただきます。</p>
委員	<p>あくまでPRが大事だと思いますので、内部の報告書ではなくて、ポイントとしては広めていきたいということですので。</p>
会長	<p>ボッチャって皆さんされたことはありますか。</p>
委員	<p>やったことはないですが、見たことはあります。</p>
委員	<p>ボッチャ大会につきましては、私共の地域では、以前は世代間交流事業という位置づけで、グラウンドゴルフであったりをしていたのですが、パラリンピックがあった際に障がいのある方やご高齢で大きな運動ができないといった方でもできるスポーツだなということで、グラウンドゴルフ大会から切り替えようということでもう2年やっておりますが、3歳くらいの小さなお子さんから、体育館に上がるときに支えてもらえないといけないようなご高齢の方までいらして下さって、すごくいい交流ができておまして、ボッチャ大会に切り替えて良かったなと思っております。やはり世代間交流事業等を行うときでも、そういった人権的な視点でも捉えながら実施していくことがいいかなと思ってます。</p>

委員	<p>全市交流学習会では、子どもたちがボッチャに物凄く興味を持っていました。最初に障がいを持っておられる方に模範演技をやっていただいたんですが、それに子どもたちもすごくびっくりして感動しております。私も見せてもらって良かったなと思っております。</p>
委員	<p>それは志方の小学校でやったということですか。</p>
委員	<p>人権文化センターでやりました。ただ、各小学校にもボッチャのキットは今ありますよね。</p>
事務局	<p>各学校に寄付いただいたものがあると思います。</p>
会長	<p>全市交流学習会に話題が集中しておりますが、他のところでも結構です。ご意見他にございましたらお出しください。</p>
委員	<p>ウインターステージの映画のことで、まだ募集定員に余裕があるということで、私も紹介するときにどんな映画かという説明がうまくできなかったの、パンフレットにももう少し書いていただければ良かったなと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>映画における伝えたいことというのが、チラシでは今一つ伝わりにくかったのかなと思います。定員に達しなかったの、SNS上で発信するものについては、少しあらすじを入れたりさせていただきましたが、来年度におきましては、また内容をチラシでも発信できるようにしたいと思います、ご意見ありがとうございます。</p>
委員	<p>お手元におもいやりのところを事務局からお配りいただいておりますので、そのことについてです。加古川・高砂・稲美・播磨の2市2町の中学生が人権についての作文を書いて、だいたい1万件くらい集まるのですが、今年は氷丘中学校の方が選ばれて、国のところまでいかれた。おもいやりのところは、市内の各中学校と小学校に既に配っております。また、表彰式は今年度は加古川の市民会館で、人権のつどいの際に併せてさせていただいたのですが、またみなさん読んでいただけたらと思います。</p>
会長	<p>今の件について、事務局から補足等ございますか。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
会長	<p>私の方から、8ページのふれあい交流事業補助金についてです。説明</p>

	事務局	<p>によると、全 28 の小学校区に案内は、いつているけども全ての小学校区から申込があるわけではないようです。この、申込のない学校は、どんな学校なのですか。つまり、今年度申込のなかった学校と昨年度申込のなかった学校は同じなのか、入れ替わっているのか等にもよって先々の施策の取り組み方も変わってくるような気がします。</p> <p>28 の小学校区というのは小学校単位で校区同協というのをやっていたいておりまして、校区の中で人権教育・啓発を進めていただいている団体があります。そういった中で、普段やっていたい啓発教育事業に加えて、さらに大きなイベントをしたいと言っていた団体を対象に、補助金として 1 校区あたり 10 万円を限度として補助金として支出しているというものです。その中で、ふれあい交流事業として申請はしていないけど、校区の中でフェスティバルをしていただいている校区もあれば、授業参観に併せて講師を招いてイベントされているところもあります。そして、ご質問の件ですが、今年度と昨年度で補助金申請がなかった校区は、同じではなく入れ替わっております。</p>
	委員	<p>その件ですが、平岡北小学校区に住んでいる方から今度こんなフェスティバルをしますが、来ないですかと呼んでいただいて参加をしました。人権アドバイザーさんのお話を聞いたり、小学生が作文を朗読したりするような内容でした。</p> <p>地域によって、こういった取組があることを私は知らなかったの、お声がけいただいて、取組を知れたのでよかったです。</p>
	委員	<p>毎年、このことについては意見させていただいておりますが、熱心にする学校とやらない学校というようなレッテルを張ってはいけないとは思いますが、人権についてのこのような取組をやらなくてもいいのかというわけではないんですね。先ほどの事務局の説明にあったような、補助金の申請自体はしていないけど、取組自体はやっているという校区はしっかりカウントしてあげて、ここには補助金は交付はしていないけど、こんな取組をしていただいている、やっていないわけではないということをきっちり可視化していただいて、取り組んでいただいている校区はこれだけあるんだと示していただきたいです。そのうえで、毎年やっていない校区があるなら、そこはやはり問題があると思います。取り組むように強制するようなものでもないとは思いますが、できるだけ取り組んでいただけるように、やり方を考えていただきたいと思います。</p>
	委員	<p>志方町は中学校も 3 小学校と合同で毎年 11 月に 5, 6 年生の人権についての作文を毎年、中学校は 1 名で父兄を呼んで毎年やっております。</p>
	事務局	<p>ご意見ありがとうございます。来年度以降は表記の方法をよりわかり</p>

	委員	<p>やすいように工夫していきたいと思います。</p> <p>学校現場の人間として意見させていただきます。事業としてやっているかどうかという視点で、やっていないところをクローズアップしていくような見方というのはやはり配慮が必要かなと感じます。</p> <p>私はすべての学校に勤めたわけではないですが、横のつながりを聞かせていただくうえでは、すべての学校が、これは中学校も含めてですが人権教育に関しては必ずやっております。そこに地域とタイアップしてこれまでやってきたという歴史のあるところはこれまで通り継続して取り組んでいるという違いが出ているということなのかなと理解していただければと思います。</p> <p>子どもたちの成長段階にあわせたような人権に関する取組というのは、必ず全ての学校の独自のものは、必ずあります。そこははっきり言いきれます。そういったところは、今出たような、資料の表記の問題で、まるで取組をやっていないように見えてしまう。これは学校の、やっているんだという発信がきちんとできていない課題にも繋がるんだとは思いますが、やっていないわけではないということについて、広めていく必要があるのかなと思いました。</p>
	委員	<p>補助金を申請してこない学校においてもきちんと独自の取組をやっているんだと。加えて今おっしゃったような、新しい取り組み方についてこういうことをやっているんだということが示されれば、「なるほど、うちでもやってみよう」というような学校も増えてくるかもしれませんので、資料表記の仕方については、補助金をもらっていない学校についてもしっかりと紹介していただければ、また参考になるとと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
	委員	<p>作文の表彰について、評価基準があるならどういものか教えていただきたいのが1点、もう1点は人権相談の件数についてですが、実際に相談された方が高齢者・女性・障がいのある方が若干いらっしゃいますが、こういった方々の継続的なフォローといったものはありますか。それとも1回こっきりで終わるような方法ですか。</p>
	事務局	<p>人権文化センターの相談事業は相談者は自分の名を明かさなくてもよい、匿名でも相談を受けられる形として、実際にはほぼすべての方が匿名でご相談されています。ですので、相談後の状況というのはこちらから把握できるような性質のものではないのです。</p> <p>まず相談を受けた際にはどういったことで悩んでおられるのか、いろんな要因が入り混じって、自分の中で抱えきれなくなって、相談に至ることが多いですので、それを1つ1つ丁寧に傾聴し、どういったところに悩まれるポイントがあるのかということと一緒に考えながら、</p>

		<p>問題の捉え方であったり、何か行動を起こすのであればどういうふうにしていくのがいいかということと一緒に考えて助言をするという形をとっています。相談の終わり方においては、相談されてきた方が納得し、ではそのようにやっていこうかなと思います、相談を聞いてもらってありがとうございますとおっしゃられて終わるようなケースがほとんどですので、一旦そこで相談は終了という認識でおります。1回目が匿名で聞いている都合上、同じ相談者が複数回かけてこられた場合でも、前に相談があつてこの方かな？ と聞きながら思ったとしても、こちらから特定することはできませんので、初めから相談をお伺いするスタンスをとらざるを得ない部分はあります。しかしながら、1つ1つの相談に対しては真摯に向き合い、傾聴する姿勢で取り組んでおります。</p> <p>委員 あのですね、一般市民から見たらね、そちらに相談するということはやはりハードルが非常に高いんです。それを乗り越えて相談に来られるということは全国で自殺者も多いような状況のなかでは、本当に真剣に悩んで来られていることだと思うんですけどね。</p> <p>事務局 身体生命に関わるような緊急を要する場合は勿論想定されますし、そういった場合は担当課と連携をとっていく必要はあると認識しております。相談者が納得をされて電話を切られる場合においても、あなたの悩みにはこの窓口がより適切かもしれませんということで、例えば市役所の無料法律相談であったり、保健師のメンタル相談である等、その方の相談内容に応じた専門的な窓口を紹介させていただくこともあります。ですので、次に繋がる相談という意味合いがないわけではないと思っております。</p> <p>委員 それだと、あくまでも本人が自発的に動かないといけないということですよ。積極的に介入していったりはしないということですね。</p> <p>事務局 いつも人権相談についてご意見ありがとうございます。委員、もしかすると、私どもの相談が、やや冷たいような印象を持たれておられるのかなとも感じたのですが、人権相談って、実際には、とりとめのない会話から始まることが多くて、それだからといって私どもも、深刻な内容ではないなと判断するわけではなく、相談者と相談員の信頼関係が築けて初めて本題に入っただけのような方もいらっしゃると思っております。</p> <p> ですので、相談の聞き方は物凄く丁寧な姿勢をとらせていただいております。1件の相談が短時間で終わるということは極稀で、すごく時間をかけて1人1人の相談者に向き合っております。</p> <p> また、フォローという意味合いにおいても、何年にもわたって繰り返し相談されておられる方もいらっしゃるようです。</p>
--	--	--

委員	<p>民生委員の立場から意見させていただくと、民生委員はまず地域をくまなく回っておりますので、何か相談があれば声をかけてくださいねという呼びかけをしております。そして実際に相談ごとがあれば、地域包括支援センターであったり総合福祉会館にお電話をさせてもらって、そちらに対応していただくようにしています。今のお話を伺いますと、いきなり相談が、ここの人権文化センターにかかってくるということなんです。</p>
事務局	<p>いろんなケースがあると思います。市の内外を含めていろんな相談機関がありますので、個人情報やりを直接やりとりするという形はとれないけれども、こういう相談はここが得意だという把握をしながら、相談者が本当に悩まれていることはどういったことなのかを丁寧に聞き取ったうえで、相談先を紹介するという形の連携は常に行っております。</p>
会長	<p>相談というのはアンテナのようなもので、こういった相談が多いから、こういう施策を打たなければいけないという視点でも見ていかなければならないものだと思います。</p> <p>もう1点の、作文の評価基準についてはいかがでしょうか？</p>
委員	<p>文章が上手下手といったようなものではなくて読んで伝わる内容的なものについて注目するのかなと思います。読んだ時に、より多くの人共感し、多くの人に課題を広めていくようなものが、選考されて次の審査に上がっていくのかなと。その過程で、学校から市へ、市から県へ広まっていくという形になっていることが良いかなと思います。</p> <p>しかし選ばれなかったからどうだというわけではなくて、毎年その過程が繰り返されており、たまたま、今年は加古川市のものが国の選考まで上がったということです。ですので、今年は例えば大阪の子が選ばれたということであれば、それはそれで学校現場において共有して共感・課題を広げていくような、そういったことを毎年やっていくことは必要なのかなと。ですので、基準というよりは、そういった共感や課題を学校で共有できるような視点が大事なのかなと思っています。</p>
委員	<p>選考の段階ではもちろん名前が伏せた状態で中学校から上がってきて、それをすべて読み込んだうえで選考をしていきます。そこで、作品に点数をつけるというのは良くないですが、わたしはこの作品がいいと思いますということを選んでいく上では、点数をつけざるを得ないという事情もあり、この点数が多いからという理由で選ばれることになるようです。ポスターにおいてもそうです。目の前にずらっとポスターが並んでいるなかで、どれがいいと思いますかということで、選んでいかないといいけない。</p>

		<p>一所懸命こどもが書いたものに優劣をつけることが心苦しくてとてもできないとおっしゃる方は当然いらっしゃると思います。みんなが素晴らしい内容を書いているのに、点数をつけて優劣をつけるようなことをするくらいなら、人権擁護委員など辞めたいとすらおっしゃられた方もなかにはいらっしゃるんです。</p> <p>だけど何か基準を設けて点数をつけざるを得ない事情はやはりあって、作文だけじゃなくて、人権の標語やポスターについても、いろんな面に気を遣いながらやっているんです。優劣は本当はないと思うのですが、現実全ての作品を載せるわけにもいかないの、苦しい思いをしています。人権文化センターの事業でも、絵手紙カレンダーがありますので、似たような思いをされていらっしゃると思います。差はつけたくはないけど募集した限りは選ばないといけないと。</p> <p>私が思うに、自分自身のおかれた状況に即して、体験を書いておられるようなタイプの作文は受賞しやすいんだろうと感じます。もう1つは自分の置かれた状況というより、自分の行動の結果、こんなことがあったということを書いているようなタイプかな。自分の頭のなかだけで考えたような、抽象的概念に留まるようなものはあんまり賞はとらないなど、私の経験則では感じますね。ただ、結果的にそうなっているだけで、原則先ほどおっしゃられたように、実際に読んでみると心に響くということで選ばれるのだろうと思います。</p> <p>今、AIが発達しており、学校によっては、こどもたちがAIで作品を作ってくるので、この作文はもう出さないという学校もあります。また、選考段階でも、この文言はAIからとってきていないかなど、申し訳ないですが調べさせていただいております。AIじゃないかなと疑われるような部分にはふせんをつけたりして、1つずつ大丈夫かどうかチェックしたり。ですので、そういった部分にも気をつかいながら、載せております。</p> <p>AIは最近とても賢くなってきていて、判別も大変苦労されることと思います。</p> <p>インターネットモニタリング事業についての質問です。週1回1時間程度実施されているということで、一回実施するだけでも結構病んでしまいそうなものをされているなと思います。そんななかで、これは悪質だ、これは悪質じゃないと判別していくのはなかなか大変ではないかなと感じるのですが、どういった基準でされているのかお伺いしたいです。</p> <p>ここでは具体的な単語を申しあげるのは差し控えさせていただきます</p>
	会長	
	委員	
	会長	
	委員	
	事務局	

		<p>が、特定の用語などで検索をし、ヒットしたものについて個別に判断をしているところでは。</p>
	委員	<p>悪質だなということは、モニタリングしている担当者が判断することですか。</p>
	事務局	<p>市の事業として実施しておりますので、1つ1つ決裁を経たうえで、実際の削除依頼に繋がっているところでは。</p>
	会長	<p>部落差別が多いとか、そういった特徴はあるのですか。</p>
	事務局	<p>もちろん同和問題についても着目しておりますが、その他のあらゆる差別についても同じように検索しております。</p>
	会長	<p>先日ある自治体に聞いたのは、一時期は削除依頼をすればそれに応じてくれていたのだけど、最近は依頼に応じてくれなくなったということでは、要するに、サイト運営者側からすると、削除要請数が以前に比べて件数がすごく増えたために、なかなか対応しきれなくなっているという面があるのか、それとも件数が多すぎて、もういやとなっているのかわかりませんが、そういった傾向を自治体ごとにつかんでいただいて、可能であれば他の自治体と交流を行う際などに、情報共有してこれからの事業の在り方を模索していただければと思うのですが。</p>
	事務局	<p>先日も、兵庫県下の各隣保館の担当者が集まり、モニタリングの研修会が行われましたところでは。モニタリング研修会は毎年行っているのですが、今こういった書き込みが多いから気を付けよう、であったり、このサイトはすぐに削除に応じるが、このサイトは応じないであったりとかの情報共有というものはしております。</p>
	会長	<p>先ほどのふれあい交流事業補助金についてですが、10万円では足りないという申請者があれば、そこは対応できるような制度のほうが望ましいと思います。10万という枠を固定すると、それに伴って、実施される事業も画一化されてしまうんじゃないかと思うのですが、いかがですか。</p>
	事務局	<p>実は先日各学校を回りまして、補助金の額の妥当性についてもお話をさせていただいております。そのなかでやはり、著名な講師を呼ぶ際にはお金がたくさんかかるので、金額を増やしてほしいといった要望も出ておりますので、事業に積極的に取り組んでいただいているところには10万円に限らずもうすこし補助させていただいたほうがいいのかと検討しているところでは。現状は、一律で10万円という制度になっておりますが、ご指摘通り、改善の余地はあろうかなと思います。</p>

	会長	<p>こういうタイプの補助金というのは、今お話にあったように、ほとんど講師料に消えてしまっているという部分が実情としてあるのかなと思います。しかし現実的に考えれば講師を呼ぶということは必要だという面もあるでしょうし、よく検討いただければと思います。</p> <p>他になければ、さまざまご意見いただきましたことでもありますので、これで議題を次に進めたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(追加質問なし)</p>
その他	事務局	<p>本日は様々なご意見を出してくださり、ありがとうございます。いただいた意見につきましては事務局にて検討させていただきます。</p> <p>市民意識調査につきましては、来年度、3,000人を対象にさせていただき、結果をとりまとめまして、本審議会でお伝えさせていただき、ご意見をいただきながら、基本計画策定に繋げていければと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また次回審議会の開催時期についてですが、来年度8月下旬ごろを予定しております。日程が決まり次第、できる限り早いタイミングでお知らせさせていただきますので、よろしくお願ひします</p>
	会長	<p>8月末というのは、もう回答は帰ってきていると思ってよいでしょうか。</p>
	事務局	<p>現時点では、調査期間を8月から9月ごろとしておりますので、その時点ではまだ帰ってきていないものと認識しております。</p>
閉会	会長	<p>それでは、これをもちまして、議長の役を終わらせていただきます。委員の皆さまには、円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
	司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、閉会にあたり森会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。</p>
	会長	<p>(閉会あいさつ)</p>
	司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の審議の内容については、後ほど、議事録を作成し、その要旨を市ホームページにおいて公開する予定としております。委員の皆さまには内容をご確認いただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、傍聴人の方にお渡ししている資料につきましては、回収させて</p>

		<p>いただきますので、事務局職員へお渡しいただいたのち、お帰りください。</p> <p>それでは、令和7年度第3回加古川市人権教育啓発推進審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
--	--	---